

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年9月26日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 井上靖記念館生垣剪定業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

井上靖記念館駐車場と隣接する民家の間にある生垣の剪定、切り口の保護、枝ゴミ処理

イ 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎4階

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

電話 0166-25-7558

2 契約を締結した年月日

令和7年9月22日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

北海道旭川市春光町3639番4

旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

37,400円（うち消費税及び地方消費税相当額3,400円）

5 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等又はこれらに準ずる者として、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取したところ、予定価格の範囲内で最低価格の者であったため。